

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について

1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」）

「農業経営基盤強化促進法」に基づき市が定める（県は基本方針を定める）もので、基本構想に基づき、認定農業者を認定する。

<内容>

- ①農業経営基盤の強化の促進に関する目標
- ②効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標
- ③農業を担う者の確保及び育成に関する事項
- ④農用地の利用の集積に関する事項 等

2 基本構想の変更

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、施行日（R5.4.1）から6ヶ月以内に変更が必要。⇒9月30日まで

3 変更の趣旨と主な内容

(1) 農業経営基盤強化促進法の改正により、基本構想に記載すべき内容が変更されたことに対応するもの。

①「農業を担う者の確保及び育成に関する事項」の追加（P14）

第4に、農業を担う者の確保及び育成の方針や支援体制、関係機関の役割等を記載

②「農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」の追加（P16）

第5に、農用地の集積及び集約化の方針について記載

③「地域計画策定推進事業に関する事項」の追加（P18）

第6の1に、地域計画の策定の進め方や地域計画に基づく農用地の利用権の設定の進め方を記載

④「利用権設定等促進事業に関する事項」の削除（P18、P36）

地域計画策定までの経過措置を記載

⑤「農地利用集積円滑化事業に関する事項」の削除（P31）

(2) 県の基本方針に合わせて変更するもの。

①農業経営基盤の強化の促進に関する目標年を令和13年に設定（P3）

②効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標の追加（P3、P11）

農業経営の発展指標に【発展タイプ】を記載

③農用地の利用集積目標を80%に修正（P16）

(3) その他

①公益財団法人砺波市農業公社の解散に伴う記載の削除

②現状を踏まえた記述内容の時点修正